

沿岸広域振興局長告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和元年7月19日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350300018	多機能型事業所 慈愛福祉学 園デイサービスセンター	大船渡市立根町字下欠 125番地17	社会福祉法人大洋会	令和元年7月1日